

# 男性職員の皆さん、育児休業を取得して、 育児に参画しましょう！

## ●育児休業を取得することには、メリットがいっぱいあるんです。

- 妻が抱える子育ての不安やストレスを軽減できます  
(出産後の女性は、男性が想像する以上に、  
心身ともにダメージを受けている場合があります。)
- 子供の健やかな成長・発達にプラス
- 何より、子供と過ごす時間は楽しい！



「パパのための子育てハンドブック」より

## ●「育児休業を取得したら、収入が減ってしまう…」と思っ ていませんか？ **安心してください！**

### ◆「育児休業手当金」が支給されます(※1)

同じ子について父母が同時に育児休業を取得した場合でも、  
それぞれに手当金が支給されます。



### ◆共済組合等の掛金(保険料)が免除になる場合があります(※2)

### ◆将来の年金の受取額にも影響しません

### ◆育児休業期間が1か月以下の場合、期末・勤勉手当は減額されません

#### ※1 育児休業手当金について

- ◎ 原則として子が1歳に達する日まで支給されます。
- ◎ 育児休業の取得を開始した日から180日に達するまでの間は、1日当たり  
**標準報酬日額×0.67**で算出した額が支給されます。  
(それ以降は子が1歳に達するまでの間、1日当たり標準報酬日額×0.5で算出した額)

#### ※2 掛金(保険料)免除期間について(共済組合・互助会)

- ◎ 共済組合  
育児休業を開始した日の属する月から、育児休業が終了する日の  
翌日の属する月の前月までの期間  
(月の末日に育児休業をしている場合、その月の掛金等が免除されます。)
- ◎ 互助会  
育児休業を開始した日の属する月から、育児休業が終了する日の属する月までの期間



※短期間（2週間以内）の取得であれば、実収入額は大きく変わりません！

【取得例】(H30.7.1現在)

【取得者】33歳主任行政職2級 23号 勤務地:広島市 借家住まい 標準報酬月額:320,000円

【取得期間】2週間 (H30年7月18日～H30年7月31日まで)取得

⇒ **実収入額は、減りません！**

(給与額 約▲144,000円, 育休手当金 約+97,000円, 掛金等免除 約+47,000円)

**※影響額は、取得日数や取得時期等によって変わります。**

**【各種手続について】** ※別紙1～3に、各書類の記載例も掲載しています。

①育児休業の請求手続

育児休業を始めようとする日の1月前までに、「育児休業承認請求書」(別紙1)を所属長及び幹事課を経由して、人事課に提出してください。

《添付書類》 証明書類 (医師又は助産師が発行する出生(産)証明書, 官公署が発行する出生届受理証明書 など ※写しも可。詳細は育児休業承認請求書の(注)を参照。)

②育児休業手当金の請求手続

育児休業を取得したときに、「育児休業手当金(変更)請求書」(別紙2)に所属長又は給与事務担当者の証明を受けたいうえ、共済組合(福利課)に提出してください。

《添付書類》 辞令の写し

③掛金免除の申出手続

「育児休業等掛金免除(変更)申出書」(別紙3)に所属長の証明を受けたいうえ、共済組合・互助会(福利課)に提出してください。

《添付書類》 辞令の写し

**でも、育児休業って1回しか取れないんだよね？**

**取得時期の候補がほかにもあるんだけど…**

◎育児休業は子1人につき原則1回ですが、育児休業承認請求書(別紙1)とあわせて、「育児休業等計画書」(別紙4)を提出すれば、2回目の育児休業を取得できます！(※)

◎2回目をいつ取得するか、そもそも2回目を取得するかどうか、はっきり決まっていない場合でも大丈夫です！

(具体的に取得時期が決まったとき又は取得しないと決めたときに、改めて変更後の内容を記載した育児休業計画書を提出してください。)

※ 初回の育休期間の終了から再度の育休期間の開始までは3か月以上あける必要があります。

※ 子供の誕生日から57日以内に育休を取得した場合は、特別な事情がなくても再度の請求ができます。



県職員の仕事と子育て両立支援ホームページ

<http://web.pref.hiroshima.jp/kosodate/>